

記載例（相続の場合）**二重線で修正**

無線局免許承継申請書（届出書）

提出する日または
投函する日を記入

東海総合

【注意】 申請書は**正本1部、副本1部**を用意して送付願います。
また、今回の承継手続に伴せて、「識別信号」や「常置場所」などを
変更する場合、別途変更申請（届）が必要になります。

年 月 日

【重要】手数料は承継対象無線局の免許事項**証明書（免許状）の枚数分**必要です。**金額は 480 円/枚**です。

不明点があれば事前にご相談ください。

収入印紙貼付欄
(割印・重ね貼り不可、
別紙に貼付可)

電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続）

電波法第 20 条第 2 項、第 4 項（分割に係る部分に限る。）若しくは第 5 項（合併に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続）

電波法第 20 条第 3 項、第 4 項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行う場合に係る部分に限る。）若しくは第 5 項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 2 に関する手続）

電波法第 20 条第 4 項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行う場合に係る部分に限る。）若しくは第 5 項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続）

また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。）に併せて、電波法第 14 条の 2 の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請（届出）者

住 所	都道府県コード []		市町村コードは記載不要 []
	〒 (461-8795)	愛知県名古屋市東区白壁 1-15-1	
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ カオイ カ 中青岩 麻奈		

代理人

住 所	都道府県一市区町村コード []	
	〒 (- -)	
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリガナ	
	代理人による申請を行う場合は、本欄 を記入し、 <u>委任状を添付すること</u>	

2 承継に係る無線局

① 識別信号	①100123456～100123457 ②100234567～100234569
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免 許通知書の番号	①海K第 1004～1005 号 ②海K第 2016～2018 号
④ 免許人又は予備免許を 受けた者の氏名、商号又 は名称	電波 龍太郎
⑤ 免許の有効期間	①令和〇年〇月〇日 ②令和△年△月△日

相続対象無線局について免許事項
証明書（免許状）のとおりに記入
※複数枚ある場合は例のように①
②と番号を割り振って記載してく
ださい。

3 電波法第5条に規定する欠格事由

以下の場合は相対的欠格事由「有」にチェック

- ① 電波法違反による罰金以上の刑の執行を終
え、又はその執行を受けることがなくなっ
た日から2年を経過しない場合
- ② 電波法違反による免許取消し処分を受け、
その処分の日から2年を経過しない場合

項目各 「該当」にチェック

 該当 該当しない

通常は「無」にチェック

 有 無

4 各手続に係る個別事項

□無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

記載不要

- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

- ③ 合併又は分割の理由

- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

- ⑤ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

- ⑥ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

□無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

- ② 事業の譲受けの理由

- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

- ④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持

するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

□無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し（法第20条第4項後段の場合）又は譲受け（法第20条第5項前段の場合）の理由
- ③ 譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）の事業計画
- ④ 譲渡人（法第20条第4項後段の場合）又は譲受人（法第20条第5項前段の場合）の事業収支見積り
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

旧免許人（亡くなられた方）の除籍に関する書類と遺産分割協議書が該当します。

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

- 譲受人が法人であるときは、その定款

- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

(4) 無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し

- 譲渡人が法人であるときは、その定款

- 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

申請担当者が日中に連絡可能な連絡先を記入

所属、氏名	フリガナ ムセツウシブ リクジ ヨウカ テンパ ジロウ 無線通信部 陸上課 電波 次郎
電話番号	052-971-9623 (携帯 090-1111-1111)
電子メールアドレス	jiro-tenpa@soumu.go.jp

※免許事項証明書（免許状）の受け取りを郵送で希望する場合は、以下の返信用封筒を同封してください。

【免許事項証明書を折り曲げても良い場合】

長3封筒などに返信先の住所を記載し、110円切手を貼って下さい。

【免許事項証明書を折り曲げない場合】

角2封筒（A4用紙が入るサイズ）等に返信先の住所を記載し、140円切手を貼って下さい。※免許事項証明書（1枚約7g）が複数枚にわたる場合は重量に合わせて貼付願います。

＜書類の送付先＞

〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 東海総合通信局 陸上課 企業担当 宛

【本件に関するお問い合わせ先】

〒461-8795

名古屋市東区白壁1-15-1

東海総合通信局 陸上課 企業担当

電話番号：052-971-9623 （平日 8:30～12:00 13:00～17:15）